

いじめの防止等のための基本的な方針



平成27年4月
(令和7年8月改訂)

蓮田市立平野中学校

目次

はじめに	1
第1 平野中学校基本方針の策定	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	2
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	2
（2）本校におけるいじめの防止等に関する措置	2
2 重大事態への対処	7
（1）重大事態への対処の流れ	7
（2）蓮田市教育委員会又は本校による調査	7
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12
<資料>	
・年間計画	12
※平野中学校「いじめ根絶宣言」	13

はじめに

本校では、生徒指導委員会や特別活動部を中心とした積極的な生徒指導、人権教育部による「いじめ実態調査」、道徳教育部による豊かな心の育成等により、いじめの防止、早期発見、早期対応に取り組んでいる。

蓮田市立平野中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「平野中学校基本方針」）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・蓮田市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 平野中学校基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

平野中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、平野中学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

ア いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制、策定に当たり自校の課題を洗い出して教職員や学校関係者の認識の共有を図る。

イ 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行する。

ウ 生徒や家庭・地域も巻き込みながらの策定や説明に努める。

エ 法第22条に基づく組織の位置付け、全教職員の生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策、いじめに関するアンケート調査の年間実施回数、PDCAサイクルによる検証と基本方針の見直し、蓮田市におけるいじめ撲滅強調月間での生徒を主体とした取組、重大事態への対処について、教職員が何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「平野中学校いじめ対策委員会」（以下「いじめ対策委員会」という。）を設置する。

いじめ対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。

また、いじめ対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

いじめ対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、蓮田市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、蓮田市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、蓮田市教育委員会の蓮田市いじめ問題専門委員会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、いじめ対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

いじめ対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割と情報の収集と記録、共有を行う役割
- ウ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、蓮田市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

学校として特に配慮が必要な生徒に係るいじめについては、当該生徒への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

※特に配慮が必要な生徒：発達障害を含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性的マイノリティである生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している生徒など。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うために

- ①生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
 - ②自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
 - ③いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ことを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接的にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合
- などがあることに十分留意する。

(イ) 学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ①生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・居場所をつくる。
 - ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・規準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）
- ②意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

③生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

④生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。
などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラル徹底を図る。

①学活等を活用して、ネット問題についての指導を毎年度実施する。また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。

②生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

③「蓮田市立小・中学校ケータイ・スマホ利用の共同宣言」にそった、我が家のネットルールづくりを推進する。

イ 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある。些細な兆候も、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを軽視することなく、積極的に認知していくことが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に

取り組む。

インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア)「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- (イ)「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ)「New I's」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに「いじめ対策委員会」等に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校「いじめ対策委員会」等に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第 23 条第 1 項に違反し得る。

被害生徒を守り通すとともに、事情や心情を聴取し、児童・生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

加害生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で接し、再発防止に向けて適切に指導する。

学級全体への対応として、話し合いなどを通していじめについて考えさせるとともに、行事等を通して好ましい人間関係をつくり、学級の連帯感を育てる。

生徒への対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や生徒に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に連絡し、被害生徒を守る。

(ア) いじめている生徒への指導（「New I's」参照）

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている生徒への支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。ま

た、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) 市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。

エ いじめの解消

(ア) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することなく、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒を日常的に注意深く観察する。

(イ) いじめが解消している状態とは、

- ① いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(8ページ以下参照)
- イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ウ 重大事態が発生した場合、本校は蓮田市教育委員会へ事態発生について報告する。
- エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記エの調査結果は、蓮田市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 蓮田市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「重大事態」とは、

- ①いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

(例)・児童・生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等

- ②いじめを受けていた児童・生徒が、そのために相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する）

また、生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たる。

生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は蓮田市教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに蓮田市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと蓮田市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、蓮田市いじめ問題専門委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、蓮田市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、いじめ対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、蓮田市いじめ問題対策専門委員会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒（児童生徒）の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、県教育委員会のいじめ問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

①いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして対応に当たる。

②いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧本校が調査を行う場合においては、蓮田市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

学校は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、蓮田市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、埼玉県知事に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて蓮田市長に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ対策委員会において毎年度、平野中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、平野中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

<資料>

・年間計画

◎朝の会における「いじめ根絶宣言」の斉唱（通年／全学年） ※次項参照

	1学年	2学年	3学年
4月	・新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部）	・いじめ防止教育（学年・生徒指導部）	
	・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 ・企画委員会：「平野中年度学校基本方針」策定		
5月	・特別の教科道徳における「自分自身に関わること」等についての授業（道徳研究部） ・学校運営協議会において基本方針の協議（生徒指導委員会） ・第1回「生活改善アンケート」調査（生徒指導部）		
6月	・授業改善に関わる研究授業 ・生徒会本部役員による「ネットやSNSの使い方等に関する集会」		
7月	・「非行防止教室」（生徒指導部） ・特別の教科道徳における「他人とのかかわりに関すること」等についての授業（道徳研究部） ・第2回「生活改善アンケート」調査（生徒指導部） ・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討		
9月	・いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施		
9月	・あいさつ運動の実施		
10月	・特別の教科道徳における「自然等とのかかわり」等についての授業（道徳研究部） ・第3回「生活改善アンケート」調査（生徒指導部）		
11月	・「いじめ撲滅強調月間」の取組（生徒指導部・生徒会）		
12月	・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・特別の教科道徳における「集団・社会とのかかわり」等についての授業（道徳研究部）		
1月	・第4回「生活改善アンケート」調査（生徒指導部）		
2月	・学校運営協議会において基本方針の協議（生徒指導委員会） ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・特別の教科道徳における「人間としての在り方・生き方」等についての授業（道徳研究部）		
3月	・生徒会による「よりよい人間関係づくりのためのアサーショントレーニング」等 ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会） ・企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（運営委員会）		

※平野中学校「いじめ根絶宣言」

【いじめ根絶宣言】 本校では、生徒が朝の会で以下の「いじめ根絶宣言」を斉唱しています。
これは、令和5年度に生徒たちが主体的に考えて作成したものです。

• 日々の集団生活の中では、ちょっとしたイザコザや、些細なボタンの掛け違い、小さなケンカが起こることがよくあります。そして、それが、残念ながらいじめに発展してしまうこともあります。そこで…

◎ 私たちは、問題に気づき、自分たちで修正・修復・解決できる力を高めながら、いじめをなくすために次のことを実行します。
相手と尊重し合い個性を大切にします
自分の気持ちをはっきりと伝えます
いじめや困っている人を見かけたら大人に相談をします
言葉にはすれ違いがあることを理解してSNSのルールやマナーを守ります

＜参考＞ 学校基本方針作成上の視点

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、国立教育政策研究所作成の関連資料（生徒指導リーフ増刊号、生徒指導支援資料4）や「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」を参考とする。
- 2 学校基本方針の内容を生徒指導全体計画や生徒指導のグランドデザイン、生徒指導年間計画等に位置付け、基本方針に盛り込む。
- 3 いじめの未然防止には、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業その他の学校教育活動に主体的に参加・活躍できる学校づくりが基盤となることを念頭に置き、作成する。
わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するための方策を盛り込む。
また、生徒が互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことができる取組を多く盛り込む。